国立研究開発法人物質・材料研究機構
施設及び設備の外部への共用に関する規程

平成１４年５月２３日
１４規程第３４号

（目的）

第１条　この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成１１年法律第１７３号）第１５条第３号及び国立研究開発法人物質・材料研究機構業務方法書第１３条から第１６条までの規定に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が行う施設及び設備の外部への共用について基本的な事項を定め、もって共用に係る業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「共用」とは、機構が保有する共用設備等を、科学技術に関する研究開発を行う機構外の研究者等（以下「利用者」という。）の利用（国立研究開発法人物質・材料研究機構共同研究の実施に関する規程（平成１３年１１月８日　１３規程第７２号）第２０条の規定による研究施設及び装置の使用を除く。）に供することをいう。

２　この規程において「共用設備等」とは、機構が保有する施設及び設備（データベースを含む。）のうち外部への共用に供するものをいう。

３　この規程において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

（１）特許権、実用新案権、意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成１０年法律第８３号）に規定する育成者権及び外国におけるこれらの権利に相当する権利

（２）特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び外国におけるこれらの権利に相当する権利

（３）著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

（４）前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料、図面等を含む。）のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、機構と外部有償利用者の合意の上、特に指定するもの

（共用設備等の利用の原則）

第３条　共用設備等の外部への共用は、必要に応じ機構の協力を得つつ、主体的に研究開発を行う利用者に対して行うものとし、利用中の共用設備等の維持管理、実験データ等の取得、試料等の処理、データベースシステムへのアクセス・検索等は、利用者自らがこれらを行うことを原則とする。

（共用設備等の指定）

第４条　機構は、その保有する施設及び設備のうち外部への共用に供するものを、共用設備等として指定する。

２　共用設備等の指定は、プラットフォーム長その他の共用設備等の管理を監督す

る者（以下「プラットフォーム長等」という。）の選定に基づき、技術開発・共用部門長その他の共用設備等を管理する部門又はセンターの長（以下「技術開発・共用部門長等」という。）の同意の下に、当該組織を担当する理事（以下「担当理事」という。）が決定する。

3　前項の指定の変更及び解除は、担当理事が決定する。

4　前２項に規定する共用設備等の指定、解除又は変更を行う場合にあっては、それぞれ指定の様式をもって申請するものとする。

（共用設備等の指定要件等）

第５条　共用設備等の指定は、外部への共用に供することにより機構の研究業務の遂行に重大な支障が生じるおそれがない施設及び設備に対して行う。

2　前項の共用に割り当てる時間は、機構の研究業務の遂行に差し支えのない範囲とする。

（共用設備等の管理責任者）

第６条　プラットフォーム長等は、プラットフォーム等に所属する職員の中から、第４条第２項に基づき指定を受けた共用設備等の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を指名する。

2　管理責任者は、共用を行う場合における共用設備等の維持管理、共用中の利用者の安全確保及び共用の調整等に係る業務を実施する。

（外部への共用に関する方針）

第７条　共用設備等の外部の利用者への共用は、機構自らの研究開発の実施に支障を来たさない範囲で、当該利用者が行う研究開発の課題（以下「研究課題」という。）の公共性、緊要性、当該共用設備等を利用する必要性、利用期間等を勘案して行うものとする。

（外部への共用に係る研究課題の選定）

第８条　共用設備等を利用させる外部の利用者の研究課題は、前条の方針に基づき、別に設置する委員会等において選定するものとする。

（外部への共用に係る約款）

第９条　機構は、共用設備等の外部への共用に関し、約款を定め、共用設備等の利用を希望する外部への利用者に対し、提示しなければならない。

2　前項の約款は、以下の事項について定めるものとする。

（１）共用設備等の名称、仕様等に関すること。

（２）利用の申込みの方法に関すること。

（３）利用者が遵守すべき事項に関すること。

（４）利用料及び徴収方法に関すること。

（５）利用の報告に関すること。

（６）知的財産権に関する取り扱いに関すること。

（７）秘密の保持に関すること。

（８）利用に係る責任及び免責に関すること。

（９）前各号に掲げるもののほか、利用に関して必要な事項

3　前項の定めにかかわらず、単式クリープ試験機群の利用に関する約款は、以下の事項について定めるものとする。

（１）試験の種類に関すること。

（２）試験の申込手続き、試験事項の変更の手続き等の手続きに関すること。

（３）試験料及び徴収方法に関すること。
（４）試験に係わる責任及び免責に関すること。
（５）前各号に掲げるもののほか、試験に関して必要な事項

４　第２項の定めにかかわらず、MatNaviデータベースシステム及びAtomWork-Advデータベースシステムの利用に関する約款は、以下の事項について定めるものとする。
（１）利用の対象となるデータベースシステムの仕様に関すること。
（２）利用の申し込み手続き、登録事項の変更の手続き等の手続きに関すること。
（３）利用料及び徴収方法に関すること。（MatNaviデータベースシステムを除く。）
（４）利用に係わる責任及び免責に関すること。
（５）前各号に掲げるもののほか、利用に関して必要な事項

５　第２項の定めにかかわらず、材料データリポジトリ、RDEシステム及びAI解析システムpinaxの利用に関する約款は、以下の事項について定めるものとする。
（１）利用の対象となるシステムの仕様に関すること。
（２）利用の申込み、登録事項の変更等の手続きに関すること。
（３）利用者が遵守すべき事項に関すること。
（４）データの権利に関すること。
（５）成果物の権利に関すること。（材料データリポジトリ及びRDEシステムを除く。）
（６）利用に係る責任及び免責に関すること。
（７）前各号に掲げるもののほか、利用に関して必要な事項

６　第２項の定めにかかわらず、ＡＲＩＭデータポータルの利用に関する約款は、以下の事項について定めるものとする。
（１）利用の対象となるデータセットの提供サービスの仕様に関すること。
（２）利用の申込み、登録事項の変更等の手続きに関すること。
（３）利用者が遵守すべき事項に関すること。
（４）利用料に関すること。
（５）データの権利に関すること。
（６）成果物の権利に関すること。
（７）利用に係る責任及び免責に関すること。
（８）前各号に掲げるもののほか、利用に関して必要な事項

７　共用設備等の外部への共用は、約款に基づいて行わなければならない。

（利用申込み）

第１０条　共用設備等の外部の利用者として利用を希望する者は、あらかじめ当該共用設備等の管理責任者の承諾を得た上で、約款に定めるところにより、技術開発・共用部門長等に対し、利用の申込みを行うものとする。

２　前項の申込みを受けた技術開発・共用部門長等は、前項の申込が次の各号に掲げる要件を全て満たしているときは、利用を受け入れるものとする。
（１）第４条により指定された共用設備等であること。
（２）利用が、科学技術の振興、社会・経済への貢献等の公共性を有するものであること。
（３）利用が、機構の研究業務遂行上重大な妨げとなるおそれがないこと。
（４）利用者が、約款に定める遵守事項に違反するおそれがないこと。
（５）利用者が、第１２条に定める利用料等を負担する能力を有していること。

（６）利用者又は利用者の所属機関が、第１８条に定める損害を賠償する能力を有していること。

（利用の取消し）
第１１条　技術開発・共用部門長等は、前条第２項に定める要件のいずれかが満たされない事態が生じた場合には、前条第２項の共用設備等の利用の受入を取り消すことができる。

（利用料）
第１２条　機構は、外部の利用者から約款に定める利用料を徴収する。
２　利用料の内訳は以下のとおりとする。ただし、第９条第６項に定める約款の利用料には適用しない。
（１）実費物件費　　国立研究開発法人物質・材料研究機構対価発生業務にかかる積算及び配分に関する細則（平成２４年７月３１日　２４細則第１３号。以下「積算配分細則」という。）第４条第１項に定める費用をいう。
（２）実費人件費　　第４号に定める研究基盤料以外の支援業務で生じた費用をいう。
（３）共用設備等使用料　　積算配分細則第６条第１項に定める設備等の使用料をいう。
（４）研究基盤料　　国立研究開発法人技術開発・共用部門研究支援等利用規程（平成２５年３月２６日　２５規程第１５号）第２条第１項第２号イ、ハ又はニに定める技術支援により生じる費用をいう。
（５）間接経費　　積算配分細則第９条第１項に定める費用をいう。
（６）その他　　第１号から前号まで以外の費用をいう。

（利用料の免除）
第１３条　機構は、外部の利用者が国、地方公共団体その他の公法人である場合又は特殊な事情がある場合には、前条に定める利用料の一部又は全部を積算配分細則の定めにより免除することができる。

（利用料の返還）
第１４条　機構は、約款の定める場合を除き、外部の利用者から徴収した利用料を返還しないものとする。

（知的財産権）
第１５条　外部の利用者が共用設備等を利用して行った研究開発により得られた知的財産権の帰属については、約款で定める。

（利用の中止）
第１６条　機構は、約款の定めにより、外部の利用者に対して共用設備等の利用の中止を命ずることができる。

（利用料の算定）
第１７条　第１２条第２項に定める利用料の算定は以下のとおりとする。
（１）実費物件費は、国立研究開発法人物質・材料研究機構対価発生業務にかかる積算及び配分要領（平成２４年７月３１日　２４本施第３５５０号。以下「積算配分要領」という。）第２条に基づき算定する。
（２）実費人件費は、積算配分要領第３条に基づき算定する。

（３）共用設備等使用料は、積算配分要領第４条及び第１０条に基づき算定する。
（４）研究基盤料は、積算配分要領第６条、第８条及び第１０条に基づき算定する。
（５）間接経費は、積算配分要領１１条に基づき算定する。
２　前項以外に必要となる費用が生じる場合は、費用が確認できる資料に基づき算定し、前項で算定した費用に合算するものとする。

（損害賠償の要求）
第１８条　機構は、約款の定めにより、外部の利用者に対して損害賠償を請求することができる。

（適用除外）
第１９条　第９条から第１２条及び第１４条から第１８条の規定にかかわらず、国が実施する政府研究開発プロジェクトとの連携その他技術開発・共用部門長が約款に基づく共用を適当でないと認める場合は、利用方法を別に定める。

（庶務）
第２０条　外部への共用に係る庶務は、共用設備等を管理する部門又はセンターにおいて行う。

附　則
この規程は、平成１４年５月２３日から施行する。
附　則（平成１６年１１月９日　１６規程第５１号）
この規程は、平成１６年１２月１日から施行する。
附　則（平成１８年３月２８日　１８規程第３９号）
この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則（平成１９年３月２０日　１９規程第１７号）
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則（平成２０年３月２５日　２０規程第３０号）
この規程は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則（平成２１年３月２日　２１規程第１５号）
この規程は、平成２１年３月１０日から施行する。
附　則（平成２３年４月２７日　２３規程第３９号）
この規程は、平成２３年４月２７日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。
附　則（平成２４年７月３１日　２４規程第６４号）
この規程は、平成２４年８月１日から施行する。
第３条の定めについては、平成２４年度に限り、現行の共用設備等を準用する。
附　則（平成２５年３月２６日　２５規程第１４号）
この規程は、平成２５年３月２６日から施行する。
附　則（平成２７年３月２４日　２７規程第６９号）
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則(平成２７年７月２８日規程第１１８号)
この規程は、平成２７年７月２８日から施行する。
附　則（平成２８年３月２９日　２８規程第１１号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則（平成２８年５月２４日　２８規程第９１号）
この規程は、平成２８年５月２４日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。
附　則（平成３０年１月３０日　３０規程第１号）
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則（平成３１年３月２６日　２０１９規程第２３号）
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則（令和２年３月１０日　２０２０規程第１６号）
この規程は、令和２年３月１０日から施行する。
附　則（令和３年１１月３０日　２０２１規程第８１号）
この規程は、令和３年１２月１日から施行する。
附　則（令和４年１２月２７日　２０２２規程第６７号）
この規程は、令和５年１月１７日から施行する。
附　則（令和５年２月２８日　２０２３規程第５２号）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（令和７年９月２日　２０２５規程第８５号）
この規程は、令和７年９月２日から施行する。
附　則（令和７年１０月７日　２０２５規程第９２号）
この規程は、令和７年１０月７日から施行する。
附　則（令和７年１０月２１日　２０２５規程第９３号）
この規程は、令和７年１０月２８日から施行する。
附　則（令和８年９月２９日　２０２６規程第６８号）
この規程は、令和８年９月２９日から施行する。